

## 平成27年度第4回香川県環境審議会自然環境部会会議録

### 1 日時

平成27年9月30日(水) 10時00分～10時40分

### 2 場所

ルポール讃岐 2階 中ホール

### 3 会議に出席又は欠席した委員(50音順)

(1) 出席した委員(7名)

岡静子、金子之史、白井章江、末廣喜代一、辻岡宗清、増田拓朗、矢本賢

(2) 欠席した委員(2名)

木村薫、原直行

### 4 委員以外の出席者(5名)

(1) みどり保全課 課長 小川剛、副課長 穴吹浩之、課長補佐 高尾勇一郎、  
副主幹 三好 修、主任 竹田直樹

### 5 議題

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について

- ・金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区特別保護地区
- ・大窪寺鳥獣保護区特別保護地区

### 6 配布資料

- (1) 次第
- (2) 出席者名簿及び配席図
- (3) 知事からの諮問1件の写し
- (4) 【資料1】 香川県指定 金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区  
金刀比羅宮社有林大麻山特別保護地区計画書(案)
- (5) 【資料2】 金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区  
金刀比羅宮社有林大麻山特別保護地区の指定に関する利害関係人調書(写)
- (6) 【資料3】 香川県指定 大窪寺鳥獣保護区大窪寺特別保護地区計画書(案)
- (7) 【資料4】 大窪寺鳥獣保護区大窪寺特別保護地区の指定に関する利害関係人  
調書(写)
- (8) 【参考資料】 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(抜粋)
- (9) 平成26年度鳥獣保護区位置図

### 7 会議録署名委員

末廣委員、矢本委員

### 8 議事の概要

審議事項「鳥獣保護区特別保護地区の指定」については、異議のない旨を自然環境部会で決定した。

### 9 主な意見等

#### 【議事】

(1) 議事録署名人について

末廣委員と矢本委員を指名した。

(2) 「鳥獣保護区特別保護地区の指定」について事務局から説明を行い、各委員から以下のとおり、意見が述べられた。

発言者	内容
増田委員	有害鳥獣捕獲の件だが、ニホンザルはどちらとも生息しているが、大窪寺では捕獲許可申請が出され、許可しているが、大麻山では捕獲許可申請が出ていないということか。
事務局	そうである。
増田委員	今回新たに確認された鳥獣について、大窪寺では鳥類の種類が非常に増えているが、環境が変わってきているのか、それとも調査の精度が変わったのか。
事務局	鳥類の生息状況調査については、日本野鳥の会香川県支部に依頼している。環境の変化があるといった報告は受けていない。
増田委員	調査の精度が上がったということであろう。
部会長	調査時期等は前回調査と変わらないのか。
事務局	そうである。
増田委員	75種のうち26種が今回新たに確認されたので、例えば林相が変わったとか、温暖化等の影響があるのかと、気になった。
事務局	調査の精度的なものとする。
増田委員	カワウによる被害がでていますが、生息する鳥類に、カワウがない。
事務局	飛来し、被害をだしている。
増田委員	被害がでていますが、ここでは生息していないということか。 飛来してくるものは、生息とはいわず、生息とはそこで繁殖されたものか。
事務局	今回の調査時期にカワウが確認できなかったのも、生息する鳥類に入っていない。鳥類の場合、生息とは、繁殖しているものに加え、渡り鳥のように飛来してきたものも含んでいる。
増田委員	大窪寺の利害関係人に「徳島水源林整備事務所長」の意見を伺っているが、従来からか。
事務局	森林開発公団が森林総合研究所に移り、そこが土地を管理している。
増田委員	森林総合研究所の四国支所は高知市にあるが、そこではなく徳島市の事務所になるのか。
事務局	そうである。
白井委員	増田先生からご指摘のあったところだが、下線部の今回新しく生息が確認された鳥獣については、資料の中に確認した年月日があればわかりやすい。
部会長	調査の年月日は、従来から資料に反映されない体裁か。
事務局	そうになっている。
矢本委員	調査にあたっては、年4回、四季を分けて調査員2名が回って調査を行い、取りまとめており、このバックデータをもとに過去に確認されたもの、報告されたものを精査し、県に報告している。
事務局	次回から、バックデータの調査結果を参考資料としてつける。
部会長	それは非常によいことだ。どのようなデータに基づいて、生物多様性の保護地区として指定しているのかがよくわかる。
事務局	今回の調査結果についてもまとめた上で、参考資料として後日配付する。
部会長	10年間の有害鳥獣捕獲許可申請の頻度はどれくらいか。
事務局	過去3年間を見ると、通年である。
増田委員	アライグマが今回新たに確認されているが、被害は深刻な状況か。被害状況は把握しているのか。
事務局	まず、金刀比羅（大麻山）だが、隣の高瀬町で平成22年度から被害が確認され、琴平町では平成23年度から被害が確認されるようになった。主に琴平町では家屋侵入が住宅地で発生し、隣の高瀬町では果樹等の農業被害が発生している。なお、社寺への建物被害は両地区ともにまだ確認されていない。アライグマの被害の発生の始まりは東讃からであり、主に野菜・果樹等の農業被害が発

	生している。また、大窪寺の下の多和地区において捕獲実績がある。
岡委員	感想だが、学校教育の立場からこの会に出席しているが、このような法律があること、また、この法律に基づき保護する、あるいは、屋島地域周辺では、イノシシやサルが出没し、子供たちは捕獲について簡単に言うが、いろんな状況に基づいて捕獲許可がでていることがわかった。現在、屋島では野鳥の会の方にいろいろなことを教えてもらいながら環境学習を行っているところだが、このような会があって、県が捕獲していることがわかった。今後、校長会等機会を通じて広めていきたい。
部会長	子供達は次世代を担う人たちだから、ぜひこういったことを広めてほしい。また、絶滅危惧の動植物についても同様をお願いしたい。